

## 質問回答書

えべつ生活応援商品券発行運営業務委託に係る公募型プロポーザルについて、寄せられた質問に下記のとおり回答します。

質問内容	回答
配布型商品券の発送日は5月中旬で「4／16及び4／30を目途に」は、発送用データ受領日の認識でよろしいでしょうか。具体的なスケジュールをご教示ください。	「4／16及び4／30を目途に」については、市から受託事業者へ発送用対象者データを共有させていただく日付を記載しています。 4月16日に基準日の全世帯及び全配付対象者データを受託事業者に提供し、4月30日に、その後基準日に遡及して、転入転出等による異動があった世帯及び配付対象者データを提供することを想定しています。 (基準日：4月15日予定)
発送用データは、世帯ごとに送付冊数が確認できるようなデータを提供いただける認識で良いか。（＝受託者側でのデータのクレンジング作業は無い認識で良いか。）	共有する発送用対象者データは、世帯数及びその世帯構成員数が確認できる形式で提供いたします。受託事業者による対象者データ加工は不要の想定です。 (封入封緘の都合上等により、必要に応じて受託事業者で加工をすることは構いません。)
プレミアム付商品券は申込等で受け付けはせず、全世帯に一律の引換券を送付する認識で良いか。（＝抽選は行わない）	そのとおりです。一律で引換券を送付するため、希望者からの申込受付や抽選等は行いません。
購入型商品券において、販売冊数（1世帯2冊まで）に達しなかった場合、余剰分について二次販売等を行う想定はあるか。	二次販売等については、状況に応じて、市と受託事業者で協議した上で検討する必要があると考えています。 なお、今回の提案時の見積書においては、二次販売等を考慮しない見積金額にてご提出ください。
「基準日時点に江別市内に住民登録がある全市民」とあるが、データについては委託者側から完全なデータが送られてくる想定で良いか。（＝こちらもデータクレンジングない認識）	そのとおりです。共有する発送用対象者データは、市が対象者選定の上、受託事業者が加工等の必要がない形式で提供いたします。

販売所の数を縮小させての提案は可能か。(各販売所への枚数管理が煩雑になるため)	可能です。
配布型商品券とプレミアム付商品券は券面のデザインを分けるイメージでよいか。他に変化点はあるか。	券面上、配付型商品券とプレミアム付商品券の区別はつけず、デザイン等を含めて同じ商品券を使用することを想定しています。 ただし、仕様書「8 その他留意事項」(10)に記載した、それぞれの使用率把握に必要等の理由があれば、デザインを分けていただいて構いません。
広報施策上での KPI はあるか。	広報施策上の KPI はありません。
目標とする利用店舗等を明確にするため、過去(2021年事業等)の事業報告書をいただきたい。	当市が前回実施した令和4年度プレミアム付商品券発行事業に関する事業報告書の提供はできませんが、利用店舗等の実績は以下のとおりです。なお、商品券の利用期間は、令和4年10月1日から令和5年1月10日までです。  取扱店舗数：大型店31店舗、小規模店435店舗 (うち、実際に取扱いのあった店舗数は439店舗) ※前回実施時の実際の取扱店舗は、市ホームページをご覧ください。 商品券販売店舗数：27店舗 コールセンター開設：約5か月(受電総数1,103件) 商品券換金回数：11回 商品券購入率：61.94% 商品券利用率：99.4%
別紙採点表上の「提案見積額」の考えについて、価格点 = (最低価格 ÷ 提案価格) × 配点という考え方で良いか。	採点に係る評価基準等は、お答えできません。

<p>事業実績のある弊社グループ会社（参加資格は満たさず）がプロポーザル参加をし、契約となる場合の契約主体がその親会社等の他社となることは可能か。</p> <p>その際、弊社グループ会社が再委託先として事業を担う。（また再々委託も発生するが、良いか）</p>	<p>本公募型プロポーザルへの参加は、応募要領「6 参加資格」に記載のある各要件のすべてを満たしている必要があります。また、プロポーザルによる選定後の契約に関しては、当該プロポーザルに参加された事業者と締結します。</p>
<p>②入札参加資格（6）過去10年以内に、プレミアム付商品券に関する業務を受託又は主催した実績があるものについて、再委託先（弊社グループ会社）の実績でも良いか。</p>	<p>あくまで、本公募型プロポーザルへの参加者が、応募要領「6 参加資格」に記載のある各要件のすべてを満たしている必要があります。</p>

以上